

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

……………（総務局人事部職員支援課）……………一

訓令

○東京都職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………

……………（総務局人事部制度企画課）……………二

告示

○都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………三

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………五

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………七

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………七

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（福祉保健局総務部職員課）……………七

○河川保全区域の指定の一部廃止……………（建設局河川部指導調整課）……………八

○平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機

関及び収納代理金融機関）の一部改正……………（会計管理局管理部公金管理課）……………九

規則（教）

○東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則……………九

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………（同）……………二

規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十八号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則（平成元年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第十五条中「平成三年法律第七十六号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「及び同法第二十三条第一項」を「又は育児休業法第二十三条第二項」に、「の制度」を「に関する制度」に改め、「措置」の下に「若しくは育児休業法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金は、」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（派遣事業適用組合員が育児休業法第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、育児休業法第九条の五第四項の規定に基づき当該派遣事業適用組合員を使用する委託団体が当該派遣事業適用組合員を就業させる日数（当該委託団体が当該派遣事業適用組合員を就業させる時間数を当該派遣事業適用組合員に係る一

日の所定労働時間数で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)をいう。)を除いた日数)(ただし、当該派遣事業適用組合員が当該月において二以上の育児休業等をする場合(次項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。)には、これらの育児休業等につきそれぞれこの号の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。)が十四日以上である場合 当該月

第十五条に次の一項を加える。

2 派遣事業適用組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合(派遣事業適用組合員が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該派遣事業適用組合員が勤務した日がない場合を含む。)における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員互助組合に関する条例施行規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

訓令

●東京都訓令第六十八号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成二十八年東京都訓令第五十九号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表第二 二の部の款二の項中「患者」を「患者等」に改め、同部四の款一の項を

次のように改める。

一 組織運 営	一 一部の責任者として、収益力の強化、コストの削減等に向けた取組の推進、突発的な業務への対応等柔軟で効率的な組織運営を行っている。 二 他部署とも密接に連携し、円滑な組織運営を行っている。 三 部の責任者として、スタッフ構成に応じたマネジメントを行いながら、コンプライアンスを徹底した職場管理を行うなど、職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
------------	--

別表第二 三の部の款二の項中「患者」を「患者等」に改め、同部四の款一の項を次のように改める。

一 組織運 営	一 コストに係る意識の徹底、突発的な業務への対応等柔軟で効率的な組織運営を行っている。 二 他科及び関連部門とも密接に連携し、円滑な組織運営を行っている。 三 個々のスタッフの状況に応じた働き方を尊重しながら、コンプライアンスを徹底した職場管理を行うなど、職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
------------	--

別表第二 四の部の款二の項中「患者」を「患者等」に改め、同部四の款一の項を次のように改める。

一 組織運 営	一 コストの管理、保険診療等について理解し、効率的な医療の提供に努めている。 二 スタッフ等と協力して円滑な病棟運営を行っている。
------------	--

附則

この訓令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、別表第二 二の部及び三の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千六百三十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年一月一日から実施するので、同条

第三項の規定により告示する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	53,300
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	62,300
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	74,000
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	98,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	84,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	92,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(26号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	73,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,600	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	82,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	68,300
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	47,500
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	62,300
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	62,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(3号棟)	江東区亀戸7-56	36.6	1	28,500	43,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	46,800
一般都営	高層耐火	南砂三丁目第3アパート(1号棟)	江東区南砂3-2	61.5	1	53,800	113,700
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,500
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	50,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(18号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	39,300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	36,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	52,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,700	49,500
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート(5号棟)	江東区豊洲5-3	74.6	1	65,900	140,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	78	36,000	83,700
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	2	33,200	80,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	78,200
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	3	29,000	45,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	2	29,400	47,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	49,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	101,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	37,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	85,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	32,700	89,000
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	2	32,900	56,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(11号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	56,200
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	38,800	72,700
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(6号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	82,800
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(9号棟)	練馬区北町6-9	51.0	2	39,800	84,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	81,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	49,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(1号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,300	85,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(4号棟)	練馬区春日町4-4	55.9	1	43,400	84,700
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(5号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	2	41,200	78,200
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,700	76,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	23,600	37,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,100	62,700
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(1号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,200	42,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,400	37,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	37,700
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-6	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(2号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	68,100
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	38,000	74,600
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	高層耐火	東堀切二丁目第2アパート(7号棟)	葛飾区東堀切2-28	48.6	1	37,900	74,300
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,400	76,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,500	89,200
一般都営	高層耐火	臨海町五丁目アパート(2号棟)	江戸川区臨海町5-1	74.6	1	60,600	122,300
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,500	67,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,300	53,100
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	27,900	56,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	89,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	48.1	1	36,300	77,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	106,700
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	103,900
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	36,800	78,300
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(20号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,100	61,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,100	76,000
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,300	87,200
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26	51.0	1	27,300	49,700
一般都営	中層耐火	目野三沢アパート(1号棟)	目野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	37,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(5号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,500	77,900
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	44,400
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)	東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,300	56,500
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(14号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,300	59,400
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート(1号棟)	国立市東2-26	42.3	1	24,000	64,600
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	71,200
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	86,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)	西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	81,800
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(3号棟)	西東京市西原町1-7	51.1	1	31,400	70,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	91,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)		
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (11号棟)		西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	63,700
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (21号棟)		西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	71,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (23号棟)		西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	71,900
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート (30号棟)		西東京市向台町3-1	55.9	1	33,100	73,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (27号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (29号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,800	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (43号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (44号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-4-2号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	53,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-2号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	2	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-1号棟)		多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-3号棟)		多摩市貝取5-1	55.9	2	29,200	51,800

●東京都告示第千六百三十二号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
東砂二丁目第2アパート (1号棟)	江東区東砂二丁目十二番	高層耐火 三四・六平方メートル	九六戸	三三、二〇〇円	六七、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、八〇〇円	七八、二〇〇円
同右	同右	同右 四八・〇平方メートル	一七戸	四六、一〇〇円	九三、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一八戸	四五、九〇〇円	九二、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	八戸	五五、二〇〇円	一一、三〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	四二戸	三〇、六〇〇円	七三、七〇〇円
双葉町アパート (1号棟)	板橋区双葉町三十一番	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三五、七〇〇円	八六、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	四二、三〇〇円	一〇二、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四二、二〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五〇、七〇〇円	一二二、四〇〇円
同右	同右	中層耐火 三四・六平方メートル	一〇戸	三〇、六〇〇円	七三、七〇〇円
同右	同右	高層耐火 同右	三六戸	二八、一〇〇円	七一、三〇〇円
江北七丁目アパート (5号棟)	足立区江北七丁目十二番	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三二、八〇〇円	八三、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	三八、九〇〇円	九八、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三八、八〇〇円	同右
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	二四戸	二八、一〇〇円	七一、一〇〇円
江北七丁目アパート (4号棟)	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	四八戸	三二、八〇〇円	八三、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	三八、九〇〇円	九八、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三八、八〇〇円	九八、四〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	一二戸	四六、六〇〇円	一一八、〇〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	三六戸	二八、一〇〇円	七一、九〇〇円
江北七丁目アパート (1号棟)	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三二、八〇〇円	八四、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	三八、八〇〇円	九九、五〇〇円

●東京都告示第千六百三十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三條第二項及び第七十一條において準用する第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年一月一日から実施するので、第三條第三項の規定により、告示する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート（2号棟）	新宿区富久町22-19	35.5	2	30,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（14号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-2号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	2	31,100
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（4号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,500
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第千六百三十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三條において準用する第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三條において準用する第三條第三項の規定により、告示する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称 位置 区画数
東京街道アパート駐車場 東大和市清原一丁目 七八六区画
一番ほか

●東京都告示第千六百三十五号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	麻薬中毒者相談員	時間額	1,600円

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

●東京都告示第千六百三十六号

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があつたものとみなされた、昭和十七年八月二十七日付東京府告示第九百三十八号に係る土地の区域のうち、次の区域の河川保全区域を廃止する。

なお、関係図書は、令和四年十二月二十八日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川旧中川

二 廃止する区域（別図のとおり）

江戸川区小松川一丁目一番一地内

同 所同番一地先

同 所五千四百八十七番一地内

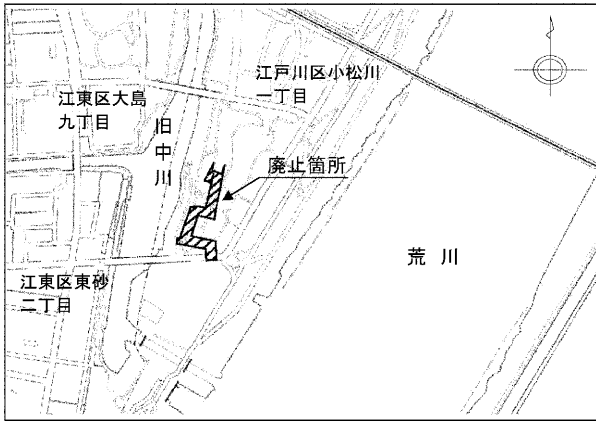
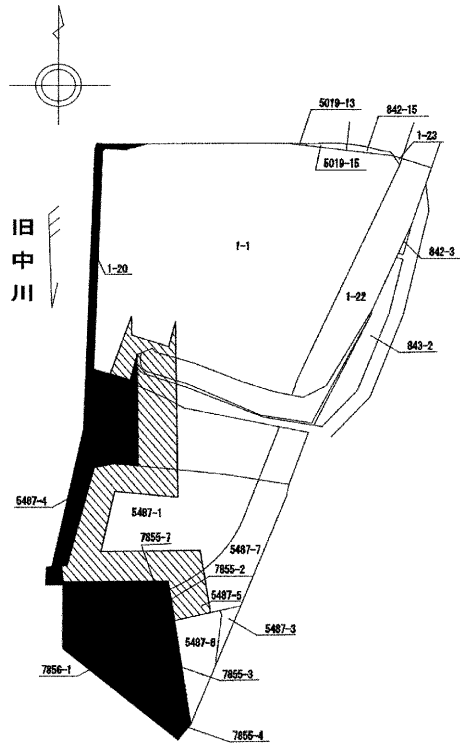
同 所同 番五

別図

江戸川区小松川一丁目地内

旧中川河川区域

廃止する河川保全区域



●東京都告示第千六百三十七号

平成七年東京都告示第百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和五年一月四日から施行する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

三の表(一)の部株式会社新生銀行の項中「株式会社新生銀行」を「株式会社SBI新生銀行」に改める。

規 則 (教)

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十三号

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則（平成二十八年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の部一の款二の項中「患者」を「患者等」に改め、同部四の款一の項を次のように改める。

一 組織運営	一 コストの管理、保険診療等について理解し、効率的な医療の提供に努めている。
二 スタッフ等と協力して円滑な病棟運営を行っている。	

附 則

公 告

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 亀有ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十五番一号
- 三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の設置者の代表者名 出口 秀巳
- 六 変更後の設置者の代表者名 根本 英紀
- 七 変更前の小売業者 株式会社東京ボンパドウルほか二

の氏名又は名称 十四名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東京ボンパドウルほか二名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東京ボンパドウルほか一名

十 変更前の小売業者の住所 千葉県松戸市松戸新田三十(万星食品株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の住所 千葉県松戸市松戸新田二十三番地二十二(万星食品株式会社)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 三藤 達男(株式会社東京ボンパドウル)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 三藤 貴史(株式会社東京ボンパドウル)ほか

十四 変更日 令和四年八月十五日ほか

十五 届出日 令和四年十一月二十五日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 令和四年十二月二十八日から令和五年四月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 アトレ吉祥寺

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二

三 設置者名 株式会社アトレ

四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百五十五名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百四十八名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか二十九名

八 変更前の小売業者の住所 杉並区西荻南三丁目七番十二号西荻南パレス三百四号室(株式会社ベストライズ)ほか

九 変更後の小売業者の住所 中野区中野四丁目二番十二号(株式会社ベストライズ)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 松尾 勇(株式会社バルグループホールディングス)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 井上 隆太(株式会社バルグループホールディングス)ほか

十二 変更日 令和四年九月七日ほか

十三 届出日 令和四年十二月八日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和四年十二月二十八日から令和五年四月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

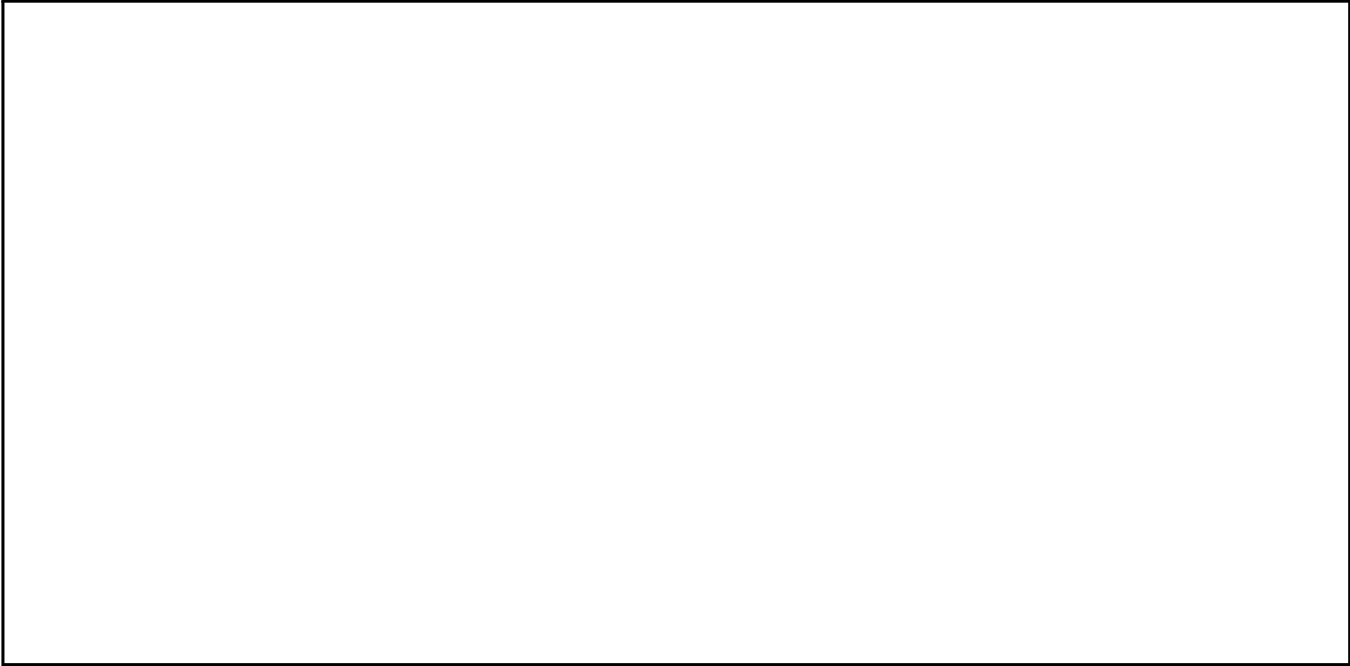
十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ホームセンターコーナン府中四谷

二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二

ほか

<p>三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか五名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか六名</p> <p>七 変更日 令和四年九月二十二日ほか</p> <p>八 届出日 令和四年十二月九日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和四年十二月二十八日から令和五年四月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>
<p>添えて、令和四年十二月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和四年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 店舗名 高島平団地2-33-1号棟</p> <p>二 店舗所在地 板橋区高島平二丁目三十三番一号</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p> <p>四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南側ほか 四十九・三八立方メートル</p> <p>六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南側ほか 四十九・三八立方メートル</p> <p>七 変更日 令和四年十二月十四日</p> <p>八 届出日 令和四年十二月十三日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和四年十二月二十八日から令和五年四月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六</p> <p>条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和四年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 店舗名 小島町二丁目団地四号棟・五号棟</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区西葛西五丁目八番</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p> <p>四 店舗面積の合計 令和四年十一月十五日 が千平方メートル以下となる日</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六</p>



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

